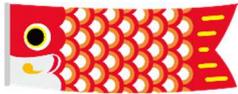


つちはし事務所通信

5

May
2025



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2025年5月1日

重要

令和7年度 厚生労働省関係の主な制度変更をチェックしておきましょう

令和7年度がスタートしたところですが、さまざまな制度変更が行われ、新しい制度での行政の運営が本格化していきます。令和7年4月からの厚生労働省関係の制度変更にはどのようなものがあるのか？ 企業実務に影響がありそうな事項をチェックしておきましょう。



.....令和7年4月からの厚生労働省関係の制度変更 重要事項をチェック.....

- **高年齢雇用継続給付の給付率の引き下げ【主な対象者：雇用保険の被保険者】**
 - ・高年齢雇用継続給付について、最大給付率を各月に支払われた賃金額の15%から10%に引き下げる。
- **出生後休業支援給付の創設【主な対象者：雇用保険の被保険者】**
 - ・子の出生後の一定期間内に両親がともに14日以上の子育て休業を取得した場合に、既存の子育て休業給付と合わせて休業開始前の手取り10割相当を支給する「出生後休業支援給付金」を受給できるようになる。
- **育児時短就業給付の創設【主な対象者：雇用保険の被保険者】**
 - ・子が2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%を支給する「育児時短就業給付金」を受給できるようになる。
- **子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充【主な対象者：すべての事業主と労働者】**
 - ・子の看護休暇の対象となる子の年齢を小学校3年生まで（改正前は小学校就学前）拡大し、取得事由を感染症に伴う学級閉鎖等に拡大等する。
 - ・所定外労働の制限（残業免除）の対象となる子の年齢を小学校就学前まで（改正前は3歳未満）拡大する。
- **介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等【主な対象者：すべての事業主と労働者】**
 - ・介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主が介護休業や介護両立支援制度等に関する事項の周知と利用の意向確認を個別に行うことを義務付ける。
 - ・介護に直面する前の早い段階（40歳等）で、労働者等への介護休業や介護両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。
- **高年齢者雇用確保措置の経過措置の終了【主な対象者：すべての事業主と労働者】**
 - ・令和7年4月1日以降は、高年齢者雇用確保措置として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。
 - ・定年制の廃止
 - ・65歳までの定年の引き上げ
 - ・希望者全員の65歳までの継続雇用の導入



★おおむね、これまでも紹介していた制度変更ですが、今一度確認しておきましょう。就業規則の変更が必要となる場合もあります。ご質問などございましたら、ご相談ください



6月より義務化される新たな熱中症対策について(罰則あり)

熱中症による死傷者が2年連続で30人以上と増加する中、6月より新たな熱中症対策が義務化されます。今回義務化される事項を確認しましょう。

現場における対応

体制整備	熱中症のおそれのある労働者の早期発見ができるように、熱中症の自覚症状やおそれがある者を見つけた際などの報告体制（連絡先や担当者）を整備すること
手順作成	熱中症のおそれのある労働者を把握した際の緊急連絡先や作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等、重症化を防ぐための必要な措置の実施手順の作成をすること
関係者への周知	上記を関係労働者への周知すること



対象となるのは

**暑さ指数(WBGT)28度以上または気温31度以上の環境下で
連続1時間以上または1日4時間を超えて実施**が見込まれる作業

《暑さ指数(WBGT)とは》

暑さ指数(WBGT)は、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標になります。今年4月23日より環境省HPで発表されています。

★厚生労働省によると熱中症の主な原因は体温が高く意識がもうろうとするといった初期症状の放置や、医療機関への搬送などの対応の遅れでした。事業所が対策を怠った場合は**6か月以下の懲役または50万円以下の罰金**が科されます。詳しくは厚生労働省「職場における熱中症予防情報」のHPをご参照ください。

あしがき ◆ つちはし事務所より

◆ 今月の事務所通信では、令和7年度からの厚生労働省関係の制度変更や重要事項の総ざらえを行いました。企業の税制に関しては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度が対象の「賃上げ促進税制」が強化されています。内容は、中小企業者等又は青色申告書を提出する常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主が、前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できるというもの。

適用要件	税額控除
雇用者給与等支給額が前年度と比べて ① 1.5%以上増加していること 又は ② 2.5%以上増加していること	控除対象雇用者給与等支給増加額の ① 15% 又は ② 30% を法人税額又は所得税額から控除

◆ 上記の税額控除には次のような上乗せ要件もあります。

- ① 教育訓練費の額が前年度と比べて、5%以上増加していること・適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上であること
⇒税額控除を10%上乗せ
- ② 適用事業年度中にくるみん認定、くるみんプラス認定若しくはえるぼし認定(2段階目以上)を取得したこと等
⇒税額控除率を5%上乗せ

◆ 給与等支給額の総額で判断しますので、賃上げしているから必ず対象になるわけではありません。詳しくは税理士さんにご相談ください。

